資　格

競争参加者の資格に関する公示

平成23・24年度において独立行政法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）における建設工事及び測量・建設コンサルタント等に係る競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成 23 年１月 12 日

独立行政法人産業技術総合研究所調達室長　小林　勝則

◎調達機関番号　544　◎所在地番号　08

１　建設工事の工種及び測量・建設コンサルタント等の業種区分

⑴　建設工事　土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、ほ装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事

⑵　測量・建設コンサルタント等　測量、建築関係建設コンサルタント、土木関係建設コンサルタント、地質調査、補償コンサルタント

２　申請の時期　平成23年１月17日から平成23年１月31日までとする。

なお、上記期間後も随時受付を行うが、この場合、資格を付与した日から有効となるため、希望する調達案件の入札に間に合わないことがある。

３　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　当研究所所定の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書」（以下「申請書」という）は当研究所ホームページ（http://www.aist.go.jp）からダウンロードすることにより入手できる。

また、別記１の申請書の提出場所において無料で交付する（行政機関の休日を除く）

⑵　申請書の提出方法　申請書は、別記１に掲げるいずれかの場所に次の①、及び②の申請書等の関係書類を持参又は郵送（書留郵便とし、平成23年１月31日当日消印有効）により提出すること。

①　建設工事

一　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）（様式第１号）

二　添付書類

イ　工事経歴書

ロ　建設共同企業体協定書の写し（建設共同企業体として申請する場合に限る。）

ハ　総合評定値通知書等の写し（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の４に規定するもので、申請日から直近のもの。）なお、共同企業体の場合は、各構成員の総合評定値通知書等の写しを、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は、組合及び審査対象者の総合評定値通知書等の写しをそれぞれ提出する。

ニ　建設業許可申請書の写し（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第２条第１号に定める別記様式第１号（別表含む）で申請日の直近のもの。）

ホ　共同企業体等調書（共同企業体及び官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合に限る。）

ヘ　納税証明書の写し（直前１年間における法人税又は所得税、消費税及び地方消費税の納入状況についての税務官署が発行する証明書（個人にあっては、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）による別紙第９号書式その３又はその３の２、法人にあっては、その３又はその３の３。ただし、納税すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は、再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類）

②　測量・建設コンサルタント等

一　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（様式第３号）

二　添付書類

イ　測量等実績調書

ロ　技術者経歴書

ハ　登記事項証明書又はその写し（法人の場合に限る。）

ニ　登録証明書等又はその写し

ホ　財務諸表類（直前１年の各事業（営業）年度分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表（個人の場合にあっては、これらに類する書類。））

ヘ　納税証明書の写し（直前１年間における法人税又は所得税、消費税及び地方消費税の納入状況についての税務官署が発行する証明書（個人にあっては、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）による別紙第９号書式その３又はその３の２、法人にあっては、その３又はその３の３。ただし、納税すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は、再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類）

４　競争に参加することができない者及び競争に参加させないことができる者

⑴　当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

⑵　次のいずれかに該当すると認められるときは、その者について、２年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

①　契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき

②　公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき

③　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき

④　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき

⑤　正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき

⑥　契約の締結又は契約の履行に当たり、前各号の一に該当する者を、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき

⑶　⑵に該当する者を入札代理人として使用する者

５　資格審査結果の通知　「資格決定通知書」により申請者に通知（郵送）する。

６　資格の有効期間　平成23年４月１日から平成25年３月31日までとする。なお、２のなお書きにより随時申請した場合は、資格を付与されたときから平成25年３月31日までとする。

７　競争参加資格を有する者の名簿の閲覧先　別記１の申請書の提出場所と同じ。

８　公告の方法　一般競争に付する場合の公告の方法は、入札を行うセンターに掲示するほか、当研究所ホームページ（http://www.aist.go.jp）に掲載する。

９　競争参加者の資格及びその審査

（建設工事）

①　資格　予定価格の金額に応じ、建設工事の種類ごとに、別記２の⑴の①、⑵の①及び⑶の①のとおり資格を定める。

②　資格の審査事項　①の資格についての審査は、次に掲げる事項について行う。

一　年間平均完成工事高

二　経営規模

イ　自己資本額

ロ　利益額

三　経営状況

イ　純支払利息比率

ロ　負債回転期間

ハ　売上高経常利益率

ニ　総資本売上総利益率

ホ　自己資本対固定資産比率

ヘ　自己資本比率

ト　営業キャッシュフロー（絶対額）

チ　利益剰余金（絶対額）

四　技術力

イ　技術職員の数

ロ　元請完成工事高

五　その他の審査項目（社会性等）

イ　労働福祉の状況

ロ　建設業の営業年数

ハ　防災活動への貢献状況

ニ　法令遵守の状況

ホ　建設業の経理に関する状況

ヘ　研究開発の状況